

8-3-2 地盤沈下

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・地盤沈下の発生状況	<p>文献調査：地盤沈下関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査を補完するために、関係自治体等へのヒアリングを行った。</p> <p>調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地下駅を対象に切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、鉄道施設の存在に係る地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>調査期間：最新の資料を入手可能な時期とした。</p>

2) 調査結果

平成19年度から平成23年度までの水準測量の結果を表8-3-2-1に示す。

表 8-3-2-1 水準測量の結果

地点番号	地域	所在地	標高(m)				
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
01	川崎市中原区	中原区小杉陣屋町1-24-1	8.6545	8.6567	8.6568	8.6535	8.6217
02		中原区等々力22-1	8.0301	8.0323	8.0318	8.0265	7.9990
03		中原区小杉御殿町1-1010	9.9938	9.9960	9.9952	9.9902	9.9584
04		中原区上小田中7-17-8	9.0246	9.0238	9.0254	9.0261	8.9931
05		中原区下小田中1-2-8	9.8870	9.8856	9.8864	9.8838	9.8529
06		中原区新城中町1-1先	10.6026	10.6018	10.6023	10.6012	10.5710
07		中原区下新城1-15-1	9.2594	9.2573	9.2562	9.2548	9.2234
08	川崎市高津区	高津区千年1024	11.2760	11.2748	11.2740	11.2720	11.2426
09	川崎市宮前区	宮前区馬絹1596	18.7485	18.7483	18.7484	18.7436	18.7211
10		宮前区有馬2-6-4	-	-	-	-	57.2050
11		宮前区土橋1-10-2	39.7379	39.7406	39.7419	39.7359	39.7147
12		宮前区土橋6-11-1	43.5788	43.5798	43.5809	43.5764	43.5549
13		宮前区菅生5-4-10	46.5896	46.5916	46.5937	46.5879	46.5669
14		宮前区菅生ヶ丘9-1	59.8542	59.8500	59.8523	59.8421	59.8219
15	宮前区潮見台1先	70.4827	70.4850	70.4875	70.4781	70.4581	
16	川崎市麻生区	麻生区東百合丘3-4-1	88.1909	88.1964	88.1998	88.1883	88.1691
17		麻生区王禪寺1227-2	68.7476	68.7504	68.7549	68.7436	68.7247
18		麻生区片平3-3-1	37.2609	37.2650	37.2680	37.2640	37.2410
19		麻生区片平1879	44.6973	44.7022	44.7050	44.7020	44.6772

注1. “-” はデータが存在しないことを示す。

資料：地盤情報 市内の標高（川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ）

(2) 予測及び評価

1) 切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在

ア. 予測

ア) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下	<p>予測手法：切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下について、周辺の地層及び地下水の水位状況を考慮して、定性的手法又は一次元圧密理論式を用いた定量的手法により予測した。</p> <p>予測地域：切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下の生じるおそれがある、地下水の水位低下量が最大となると認められる地域とした。</p> <p>予測時期：地下水の水位への影響が最も大きくなる段階を想定し、掘削完了時及び鉄道施設完成時とした。</p>

イ) 予測結果

予測地点周辺に圧密沈下が生じるおそれのある粘土層は存在しないため、地盤沈下はほとんどないと予測する。

イ. 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「止水性の高い山留め工法等の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在による地盤沈下に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を表 8-3-2-2 に示す。

表 8-3-2-2 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
止水性の高い山留め工法等の採用	適	切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在は、止水性の高い山留め工法等の採用により、漏水の発生を抑えることで、地下水の水位低下への影響の低減が可能であり、環境保全措置として採用する。
適切な施工管理	適	工事の実施にあたっては、工事の施工中に地下水の水位の観測を行い、必要に応じて地盤沈下を監視することで、地盤沈下が周辺環境に影響を与える前に対策の実施をして、その影響を低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。
防水シート等の止水対策の採用	適	地下駅へ地下水を浸透させないよう防水シート等の止水対策を実施することで、地下水の水位変動を回避・低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査はしない。

エ. 評価

ア) 評価の手法

評価項目	評価手法
・切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で、回避又は低減されているか検討を行った。

イ) 評価結果

ア) 回避又は低減に係る評価

本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去、鉄道施設（地下駅）の存在に伴う地盤沈下を低減させるため、表 8-3-2-2 に示した環境保全措置を実施することから、地盤沈下は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。

2) トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在

ア. 予測

ア) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・トンネルの工事及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下	予測手法：トンネルの工事及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下について、周辺の地層及び地下水の水位状況を考慮して、定性的手法により予測した。 予測地域：トンネルの工事及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下の生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。 予測時期：地下水の水位への影響が最も大きくなる段階を想定し、掘削完了時及び鉄道施設完成時とした。

イ) 予測結果

山岳部のトンネル区間は、「8-3-1 重要な地形及び地質」で示すとおり概ね岩盤で、地山が安定しているため地盤沈下が生じることはないと考えます。また、土被りが小さい区間等で地山が緩むおそれのある箇所では、地質の状況に応じて適切な補助工法を採用し、地山の安定を確保するため、地盤沈下はないと予測する。

都市部のトンネル区間は、「8-2-3 地下水の水質及び水位」から地下水の水位への影響はほとんどないと予測しており、地盤沈下はないと予測する。

イ. 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「適切な構造及び工法の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在による地盤沈下に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を表 8-3-2-3 に示す。

表 8-3-2-3 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な構造及び工法の採用	適	<p>山岳部のトンネルにおいて、土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保（フォアパイリング等）等の補助工法を適切に採用することで、地山の安定を確保することが可能であり、環境保全措置として採用する。</p> <p>都市部のトンネルにおいて、シールド工法の採用によりトンネル内漏水の発生を抑えることで、地下水の水位への影響の低減が可能であり、環境保全措置として採用する。また、土被りが小さい、地山の地盤条件が良くない等、特別な対応が必要な場合には補助工法等を適切に採用することで、地盤状態の安定を保つことが可能であり、環境保全措置として採用する。</p> <p>非常口（都市部）は、止水性の高い山留め工法等の採用により、漏水の発生を抑えることで、地下水の水位への影響の低減が可能であり、環境保全措置として採用する。</p>
適切な施工管理	適	<p>工事の実施にあたっては、工事の施工中に地下水の水位の観測を行い、必要に応じて地盤沈下を監視することで、地盤沈下が周辺環境に影響を与える前に対策の実施をして、その影響を低減することが可能であり、環境保全措置として採用する。</p>

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査はしない。

エ. 評価

ア) 評価の手法

評価項目	評価手法
・トンネルの工事及び鉄道施設の存在に係る地盤沈下	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で、回避又は低減されているか検討を行った。

イ) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在に伴う地盤沈下を低減させるため、表 8-3-2-3 に示した環境保全措置を実施することから、地盤沈下は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。